令和7年度地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会について

1 評価委員会の概要

県の附属機関として「地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会」設置 (地方独立行政法人法(以下「法」という)第11条)

【主な事務】

○ 以下に対し、意見を述べること

中期目標策定、中期計画策定、中期目標期間の暫定評価、中期目標の変更、<u>前年度業務実績</u> <u>評価、前年度財務諸表</u>、不要財産の県への納付、重要な財産の処分に関する知事の認可、役 員報酬等の支給基準

2 諮問

項目	内 容	提出様式	根拠法令
業務実績評価	令和6年度の業務実績評価及び財	様式1	法第28条第1項第1号
	務諸表について意見する。	様式2	条例第2条第2号・第3号

評価結果については、法人に対して通知し公表するとともに、県議会 (9月開会) に報告します。 (法第28条第5項)

審議の進め方



①業務実績報告書提出〔法人〕

法人が中期目標等に掲げた各項目の達成状況を検証し、S~Dの項目別自己評価を行います。 (※法人の項目別評価方法については、「③委員ごとの項目別評価及び全体評価への意見〔委員〕」の【項目別評価】と同様)

②第1回評価委員会

業務実績報告書を基に、法人からヒアリングを行います。

③委員ごとの項目別評価及び全体評価への意見〔委員〕

評価委員会のヒアリングを基に、事務局が作成した項目別評価シート(別添2)の各項目について、各委員がS~Dの項目別評価を行うとともに、全体評価シート(別添3)により記述式で全体評価を行います。

④項目別評価及び全体評価への意見取りまとめ〔事務局〕 事務局が、委員ごとの項目別評価及び全体評価を取りまとめます。

⑤第2回評価委員会

④の取りまとめ結果を基に、事業年度評価書(案)の最終検討を行います。

⑥評価書作成〔事務局〕

評価委員会の結果を基に、事業年度評価書を作成します。

【項目別評価】

評定	評定項目	判定基準
开化	当該法人の業績向上努	・定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以
S	国談伝人の実績向上労力により、中期計画における所期の目標を量的 及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。	・定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 100%以上で、かつ困難度が「高」とされており、かつ質的に 顕著な成果が得られていると認められる場合・定量的指標で評価できない項目については原則S評価なし
A	当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	・定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合・定量的指標で評価できない項目については、困難度が「高」とされた目標について、目標の水準を満たしている場合
В	中期計画における所期 の目標を達成している と認められる。	・定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 100%以上・定量的指標で評価できない項目については、目標の水準を満たしている場合(「A」に該当する事項を除く。)
С	中期計画における所期 の目標を下回っており、 改善を要する。	・定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値) の80%以上100%未満 ・定量的指標で評価できない項目については、目標の水準を 満たしていない場合(「D」に該当する事項を除く。)
D	中期計画における所期 の目標を下回っており、 業務の廃止を含めた抜 本的な改善を求める。	・定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合・定量的指標で評価できない項目については、目標の水準を満たしておらず、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要な場合

【全体評価】

	評価の観点	留意点
7	法人の設立目的に照ら し、業務により得られた 成果が、県民の健康の確 保及び増進にどの程度 寄与されたか。	・精神疾患、がん疾患の専門病院として、民間の医療機関では対応が困難で県民に必要な政策医療や高度・専門医療が確実に実施されているか・患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療の提供、質の高い医療従事者の養成に努めるなど、県民の医療需要の変化に的確に対応するための取組を行っているか
П	地方独立行政法人制度 の基本理念である公共 性、透明性及び自主性の 視点から、適正かつ効率 的に業務を実施された か。	・県民に対する説明責任を重視し、病院の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか・目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか・法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

3 具体的スケジュール

回数	日付	内 容
第1回	7月9日(水) 18:00-19:00	令和6年度業務実績等について
第2回	8月12日(火) 17:00-18:00	令和6年度業務実績等に関する評価について

4 提出書類等について

本日の評価委員会終了後に、各委員の意見を取りまとめるため、下記期日まで書類の提出をお願いします。

【第1回委員会後の提出書類】

〇様式1「項目別評価シート」(別添2)

〇様式2「全体評価シート」(別添3)

【提出期限】

令和7年7月18日(金)まで

【提出先】

事務局(宮城県保健福祉部県立病院再編室)宛て電子メールにて提出願います。 なお、様式のデータは委員会終了後、メールにてお送りします。

E-mail: byouinj@pref.miyagi.lg.jp